

法人JAネットバンク利用規定

愛媛たいき農業協同組合

登録番号:T - 8500005002677

第1章 総則

第1条 法人JAネットバンク

1 サービス内容

- (1) 法人JAネットバンク（以下「本サービス」といいます。）とは、本サービスの契約者（以下「契約者」といいます。）が当組合に対し、インターネットに接続可能なパーソナルコンピューター（以下「パソコン」といいます。）等の端末機器（以下「端末」といいます。）により、法人JAネットバンク利用規定（以下「本規定」といいます。）所定の各種サービスについてサービス提供の依頼を行い、当組合がこれに対応するサービス提供を行うことをいいます。
- (2) 契約者は、本サービスにおける次の各種サービスを申込みことができます。
 - ア 照会・振込サービス
 - イ 伝送サービス
 - ウ その他当組合所定のサービスなお、照会・振込サービスの申込は必須となり、伝送サービスのみの申込はできません。また、照会・振込サービスの申込により、収納サービス（税金・各種料金の払込み）を利用できます。
- (3) 各種サービスの詳細については、本規定の各章記載内容および別に定める「法人JAネットバンクオンラインマニュアル」によるものとします。
- (4) 本サービスで当組合が提供する各種サービスの内容については、契約者ごとに個別に定めるものとします。
- (5) 契約者は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

2 使用できる機器

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当組合所定のものに限り、本サービスに使用する端末は、契約者の負担および責任において契約者が準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。

3 利用時間

本サービスの利用時間は当組合所定の時間内とします。なお、当組合は変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、この利用時間を変更することがあります。

4 月額利用料

- (1) 契約者は当組合に対し、本サービスについての当組合所定の月額利用料およびその消費税相当額（以下「月額利用料等」といいます。）を毎月支払うものとします。
- (2) 月額利用料等は、当組合の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、あらかじめ指定された貯金口座から、毎月当組合所定の日に自動的に引落すものとします。

第2条 利用資格

1 本サービスの利用申込者（以下「利用申込者」といいます。）は、次の各号全てに該当する方とします。

- (1) 法人、または法人格のない団体、または個人事業主の方

法人JAネットバンク利用規定

追加

第1章 総則

第1条 法人JAネットバンク

1 サービス内容

- (1) 法人JAネットバンク（以下「本サービス」といいます。）とは、本サービスの契約者（以下「契約者」といいます。）が当組合に対し、インターネットに接続可能なパーソナルコンピューター（以下「パソコン」といいます。）等の端末機器（以下「端末」といいます。）により、法人JAネットバンク利用規定（以下「本規定」といいます。）所定の各種サービスについてサービス提供の依頼を行い、当組合がこれに対応するサービス提供を行うことをいいます。
- (2) 契約者は、本サービスにおける次の各種サービスを申込みことができます。
 - ア 照会・振込サービス
 - イ 伝送サービス
 - ウ その他当組合所定のサービスなお、照会・振込サービスの申込は必須となり、伝送サービスのみの申込はできません。また、照会・振込サービスの申込により、収納サービス（税金・各種料金の払込み）を利用できます。
- (3) 各種サービスの詳細については、本規定の各章記載内容および別に定める「法人JAネットバンクオンラインマニュアル」によるものとします。
- (4) 本サービスで当組合が提供する各種サービスの内容については、契約者ごとに個別に定めるものとします。
- (5) 契約者は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

2 使用できる機器

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当組合所定のものに限り、本サービスに使用する端末は、契約者の負担および責任において契約者が準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。

3 利用時間

本サービスの利用時間は当組合所定の時間内とします。なお、当組合は変更内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、この利用時間を変更することがあります。

4 月額利用料

- (1) 契約者は当組合に対し、本サービスについての当組合所定の月額利用料およびその消費税相当額（以下「月額利用料等」といいます。）を毎月支払うものとします。
- (2) 月額利用料等は、当組合の普通貯金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳および貯金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、あらかじめ指定された貯金口座から、毎月当組合所定の日に自動的に引落すものとします。

第2条 利用資格

1 本サービスの利用申込者（以下「利用申込者」といいます。）は、次の各号全てに該当する方とします。

- (1) 法人、または法人格のない団体、または個人事業主の方

【改正後】

第38条 ファイル伝送にかかる口座確認

- 1 ファイル伝送にかかる口座確認とは、ファイル伝送契約者が、総合振込/給与・賞与振込データ、口座振替データおよび口座振込データの作成にあたって事前に各種データ等に記録される金融機関コード、店舗コード、貯金種目、口座番号および口座名義人の確認を行うサービスです（ただし、データの内容によって確認を行う範囲が異なる場合があります。）。
- 2 口座確認の取扱店の範囲は、当組合および当組合と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とし（ただし、データの内容によって取扱店の範囲が異なる場合があります。）、貯金種目は、当組合所定の種目とします。
- 3 当組合は口座確認結果について、口座確認依頼日の翌営業日の当組合所定の時刻から照会できるよう、登録を行うものとします。
- 4 伝送契約者は、当組合に対し、当該機能にかかる当組合所定の専用手数料および専用手数料合計額にかかる消費税等相当額を支払うものとします。

第39条 ファイル伝送にかかる口座番号変更

- 1 ファイル伝送にかかる口座番号変更とは、当組合の合併・店舗統廃合等に伴い、ファイル伝送契約者からの依頼に基づき、金融機関コード、店舗コード、貯金種目、口座番号および口座名義人の一括変更を行うサービスです。
- 2 口座番号変更の取扱店の範囲は、当組合および当組合と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とし、貯金種目は、当組合所定の種目とします。
- 3 当組合は口座番号変更結果について、口座番号変更依頼日の翌営業日の当組合所定の時刻から照会できるよう、登録を行うものとします。

以上

(2023年10月1日)

【改正前】

第38条 ファイル伝送にかかる口座確認

- 1 ファイル伝送にかかる口座確認とは、ファイル伝送契約者が、総合振込/給与・賞与振込データ、口座振替データおよび口座振込データの作成にあたって事前に各種データ等に記録される金融機関コード、店舗コード、貯金種目、口座番号および口座名義人の確認を行うサービスです（ただし、データの内容によって確認を行う範囲が異なる場合があります。）。
- 2 口座確認の取扱店の範囲は、当組合および当組合と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とし（ただし、データの内容によって取扱店の範囲が異なる場合があります。）、貯金種目は、当組合所定の種目とします。
- 3 当組合は口座確認結果について、口座確認依頼日の翌営業日の当組合所定の時刻から照会できるよう、登録を行うものとします。
- 4 伝送契約者は、当組合に対し、当該機能にかかる当組合所定の専用手数料および専用手数料合計額にかかる消費税等相当額を支払うものとします。

第39条 ファイル伝送にかかる口座番号変更

- 1 ファイル伝送にかかる口座番号変更とは、当組合の合併・店舗統廃合等に伴い、ファイル伝送契約者からの依頼に基づき、金融機関コード、店舗コード、貯金種目、口座番号および口座名義人の一括変更を行うサービスです。
- 2 口座番号変更の取扱店の範囲は、当組合および当組合と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とし、貯金種目は、当組合所定の種目とします。
- 3 当組合は口座番号変更結果について、口座番号変更依頼日の翌営業日の当組合所定の時刻から照会できるよう、登録を行うものとします。

以上

(2020年4月1日)